

岩手県告示第742号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年8月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社カトー冷暖房
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市山岸六丁目25番3号
 - ウ 代表者の氏名 加藤實
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第5734号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月19日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年8月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 レンガ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南青山町10番3号
 - ウ 代表者の氏名 川村邦男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6938号
 - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月18日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年8月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤アルミサッシ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市山目字寺前34番地2
 - ウ 代表者の氏名 佐藤フサ
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9079号
 - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年8月23日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。